

道路占用工事に伴う占有者別路面標示要領

摘要事項

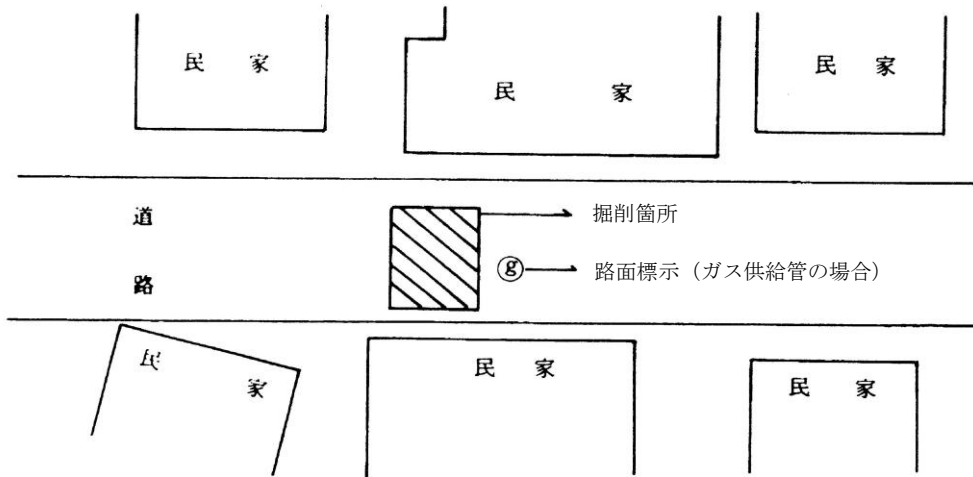
1. 仮復旧箇所及びこれから掘削する箇所（カッター等を施した時点）は、路面標示を行ってください。
2. 本復旧完了箇所については路面標示不要です。

占有者名		路面標示記号
東京ガス ネットワーク 株式会社	導管関係（漏洩も含む）	Ⓔ
	支社関係（漏洩も含む）	Ⓕ
日本電信電話株式会社		Ⓗ
東京電力パワーグリッド株式会社		Ⓔ
市上下水道局 （下水道）	下水道管渠課関係	Ⓗ 1
	下水道施設課関係	Ⓗ 2
	給排水課関係	Ⓗ 3
市上下水道局 （上水道）	水道管路課関係	Ⓖ 1
	水道施設課関係	Ⓖ 2
	浄水課関係	Ⓖ 3
	給排水課関係	Ⓖ 4

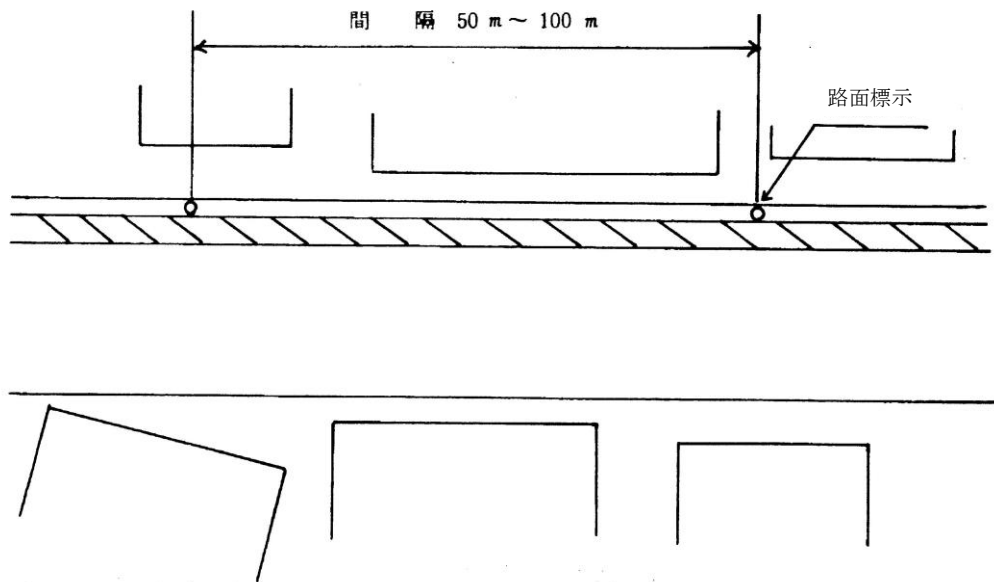
※上記以外の会社による掘削に関しても、掘削した場合は埋設物ごとに同様の標示を行う。

路面標示記号の記入

○小規模掘削の場合（試験掘りも含む）



○大規模掘削の場合

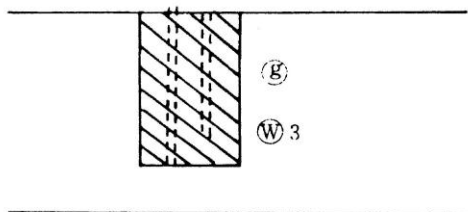


注 意 事 項

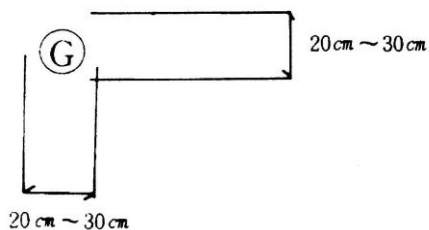
1. 路面標示は、カラスプレーまたはペンキ等で記入し、確認できるよう明確に記入のこと。
2. 路面標示記号記入場所は、占用掘削復旧箇所の横に標示すること。
3. 上項にて、道路サイドに記入場所がない場合は、道路センター側とする。
4. 同一掘削箇所に異なる占有者が埋管する場合は、各占有者ごとに、記号を並べて記入のこと。

[例]

(ガス供給管と水道給水管の場合)



5. 記号の大きさは、下記の通りとする。



附 則

この要領は、昭和 50 年 5 月 1 日から施行する。

この要領は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。